

介護老人保健施設かぐやの里
通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)
運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人輝家会が開設する介護老人保健施設かぐやの里(以下「事業所」という。)が行う通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業員が要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名 称 介護老人保健施設 かぐやの里 通所リハビリテーション
- (2) 所在地 奈良県北葛城郡広陵町大字三吉1799番地の1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。

- (1) 管理者・医師 1名(常勤兼務)
管理者は、事業所に勤務する従業員の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 介護職員及び看護職員 7名
(常勤もしくは非常勤でこの人員は必要に応じて増員することがある。)
 - ① 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)のケアプランに基づいて介護サービスの提供にあたる。
 - ② 利用者の健康状態のチェックにあたる。
- (3) 作業療法士・理学療法士 2名以上(常勤兼務・非常勤)(リハビリ対象時間内に1名)
利用者の日常生活上の機能訓練にあたる。

(業務日及び業務時間及び定員)

第5条 事業所の業務日及び業務時間は次の通りとする。

- (1) 業務日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、12月30日～1月3日までを除く。
- (2) 業務時間 午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間 午前9時15分～午後5時00分
- (3) 事業の利用定員は1日35名とする。

(事業所の業務内容)

第6条 事業所の業務内容は、次の通りとする。

- (1) 基本事業
 - イ. 生活指導(相談援助等)
 - ロ. 機能訓練(日常動作訓練等)
 - ハ. 介護サービス(移動や排泄の介助、見守りサービス)
 - ニ. 介護方法の指導(介護教室)
 - ホ. 健康状態の確認
 - ヘ. 送迎サービス
- (2) 通所事業
 - イ. 給食サービス
 - ロ. 入浴サービス

(利用料等)

第7条

1. 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)サービスを提供した場合の額は、厚生労働大臣が定める基準額によるものとし、当該通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)が法定代理受領サービスである時は、利用者の負担割合に応じた額とする。
 - (1) 送迎料(通常の事業の実施地域を超える場合)
事業所の実施地域を超える地点から片道距離×50円(1km未満切り捨て)
 - (2) 時間外延長サービス料(通常要する時間を超えるサービスの場合)
 - (3) 食費(食材料費+調理費相当) 750円/食
 - (4) おむつ代
 - (5) その他日常生活上の便宜の提供にかかる費用
2. 前項各号の支払を受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名、押印)を受ける事とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、奈良県広陵町・大和高田市・香芝市・田原本町・河合町・上牧町の区域とする。

(事業利用にあたっての留意事項)

第9条 事業の利用にあたっての留意点は、次の通りとする。

- (1) 事業実施にあたっては、利用者又はその家族の承認を得た通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)のケアプランを作成し、計画に基づいて、利用者の機能訓練及び日常生活を行うのに必要な援助を行う。
- (2) 事業実施にあたっては、常に親切丁寧に行うこととし、利用者又はその家族に対しサービス提供方法について十分な理解を得られるよう説明を行う。
- (3) 利用者には要介護度に応じ、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (4) 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の要望に応じて適切に提供する。
特に、認知症である老人に対しては、必要に応じその特性に対応したサービスを提供する。
- (5) それぞれの利用者について、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)のケアプランに従ってサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(緊急時等における対応法)

第10条 事業所の従業者は、事業の実施中に利用者の状態が急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに家族及び主治医に連絡し適切な処置を行うこととする。

(非常災害時における対策)

第11条 事業者は、非常災害に備えて防災計画を立てると共に、定期的に避難・救出その他必要な訓練を年2回以上実施する。また訓練の際は地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(その他運営についての重要事項)

第12条

1. 事業所の従業者の質的向上をはかるための研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年2回
2. 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
4. 感染症対策体制の徹底、介護事故発生の防止、褥瘡の防止等、サービスの質を向上させるため、各種委員会活動を実施します。
5. 事業所は、全ての通所リハビリテーション従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。
6. 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
7. 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、業務継続計画(BCP)に従い年2回の訓練を実施する。
8. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人輝家会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 13 条 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

1. 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
2. 虐待防止のための指針の整備
3. 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
4. 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

附 則

この規程は、平成 20 年 8 月 1 日から実施する。

改訂 平成 22 年 4 月 1 日から実施する

改訂後の第 7 条の規定は平成25年8月1日から施行する。

改正後の第 7 条の規定は平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

改正後の第 5 条の規定は平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

改正後の第 5 条の規定は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

改正後の第 7 条の規定は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

改正後の第 1 条、第 12 条の規定は平成 30 年 10 月 16 日から施行する。

改正後の第 13 条の規定は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

改正後の第 11 条、第 12 条の規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。